

特徴

関係機関との連携

- 地域の関係機関と連携を図り、ネットワークづくりに取り組みます。
- 支援者チームを構築し、課題解決に向けて支援します。

不正の防止

- 被後見人等に対して、適正な後見業務が行われるように、家庭裁判所だけでなく運営委員会の監督を受け不正を防ぎます。

事業内容

相談事業

- ・成年後見制度に関する相談

後見人等の受任

- 親族などの受任が難しく、運営委員会の承認を経て、家庭裁判所が認めた場合

新たな後見人等の養成・支援

- ・なり手の拡充、支援を目的とした講座等の開催

広報・啓発

- ・地域住民の理解促進を目的とした講座等の開催

相談は無料です。
秘密は固く守られます。



こんなとき、成年後見センターへ ご相談ください。



今はひとり暮らしだけど、将来的には施設入所の手続きをお願いしなければならないかも…。



認知症の叔母が、訪問販売で何度も高額な品物を購入してしまいます。これまで何とか解決できましたが、今後が不安です。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ
TEL 0259-81-1155
FAX 0259-81-1156



私は後見人等の受任をしています。
活動の中で悩んでいることがあり、
相談したいのですが…。



知的障がいのある息子のことが心配です。
もし、私に万一のことがあつたらどうしたらいいのでしょうか。



センターの体制

本人、家族及び支援者など

※相談内容に応じて、地域包括支援センターや障がいの相談を実施する専門機関、関係機関と連携します。

申立できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、市長など

運営
委員会

受任の審査・
助言・監督等

成年後見センター

相談

後見人等の
受任・監督

家庭
裁判所

申立

連携

支援者チーム

相談は無料です。
秘密は固く守られます。



Q & A

成年後見制度、
ご存知ですか？

Q

成年後見制度って何ですか。

A

認知症、知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

Q

成年後見制度には、
どんな種類があるのですか。

A

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

◆法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。

「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、制度を利用できるようになっています。

◆任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった時に備えておくための制度です。



社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会
成年後見センター
☎0259-81-1155
㈹0259-81-1156

- 〒952-0206
新潟県佐渡市畠野甲533番地
畠野行政サービスセンター2階
<http://care-net.biz/15/sado-shakyo/>
- 交通のご案内
新潟交通佐渡路線バス「畠野学校前」下車すぐ

- 
- 利用日 (平日)
 - 平日 (月～金)
午前9時～午後5時まで
 - 休日 (土・日・祝日)
年末年始 (12月29日～1月3日)

担当

成年後見
センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって
判断能力が不十分になり、自分一人では契約や
財産の管理などをすることが難しい方が、
安心して暮らすことができるよう
成年後見制度の活用をお手伝いします。



社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会